

情報科学芸術大学院大学附属図書館特別貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報科学芸術大学院大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第10条第2項及び第16条第2項の規定に基づき、情報科学芸術大学院大学附属図書館（以下「図書館」という。）における特別貸出の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「特別貸出」とは、次の場合をいう。

- (1) 情報科学芸術大学院大学附属図書館長（以下「館長」という。）が利用規程第10条第1項に規定する貸出期間及び冊数を超えて特別に行う貸出
- (2) 館長が利用規程第16条第1項に規定する貸出禁止図書館資料について、特に許可し、行う貸出

(貸出)

第3条 特別貸出を受けようとする利用者は、これを館長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請を受けた場合、館長はこれを審査し、適当と認められた場合は特別貸出を行う。

(貸出要件)

第4条 特別貸出を受けることができるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限る。

- (1) 目的が教育、研究又は学習のためであること。
- (2) 本学の教育、研究及び学習に支障がないと認められること。
- (3) 通常の利用では目的が達せられないと認められること。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。